

新型コロナウイルス感染症関連支援策一覧

新型コロナウイルス感染症に関連する各種支援策をご案内します。

制度の内容については、変更となる場合があります。最新の情報、詳細な内容については、各問い合わせ先にご確認ください。よろしくお願いいたします。



●世帯や個人の皆様への主な支援策

給付	特別定額給付金	一人あたり10万円一律給付 ※申請は8月11日(火)までに	健康福祉課 ☎0287-92-1119
	子育て世帯への臨時特別給付金	子ども1人あたり1万円 ※原則手続き不要、公務員は申請が必要	子育て支援課 ☎0287-92-1115
	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給者に5万円(第2子以降は3万円加算、さらに、収入減の場合は5万円加算)	産業振興課 ☎0287-92-1116
	那珂川町こどものための商品券	子ども1人あたり1万円分の商品券	
	住宅確保給付金	離職等で住居を失った(失うおそれがある)場合に、単身世帯で上限32,200円/月、3人世帯で上限41,800円/月の家賃相当額を支援(原則3か月、最長9か月)	健康福祉課 ☎0287-92-1119
	学生支援緊急給付金	アルバイト収入減等で学業継続が厳しい大学・短大・高専・専門学校生等に対し、1人あたり10万円(住民税非課税世帯学生は一人あたり20万円)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	緊急小口資金	休業等により緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し、一世帯につき原則10万円	町社会福祉協議会 ☎0287-92-2226
	総合支援資金	失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、単身世帯で上限15万円/月、複数世帯で上限20万円/月(期間はいずれも原則3か月以内)	
猶予	納税の猶予制度	収入減(概ね20%以上)となった方に納税の猶予(原則として1年以内) ※対象となるのは、令和2年2月1日~令和3年1月31日に納期限を迎える税金等	税務課 ☎0287-92-1120
	上下水道料金等の支払い猶予	収入減により一時的に支払いが困難になった方に、7月請求分の納期限を4か月延長	上下水道課 ☎0287-92-2002
	認定こども園保育料・給食費支払い猶予	収入減により一時的に支払いが困難になった方に、6月及び7月請求分の納期限を4か月延長	子育て支援課 ☎0287-92-1115

令和2年6月10日時点

●事業者等の皆様への主な支援策

給付	持続化給付金	売上が前年同月比 50%以上減少した事業者 ※中小法人等最大 200 万円、フリーランス含む個人事業者最大 100 万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
	【県】感染拡大防止協力金	県の休業要請に応じた事業者に対し1事業者あたり 10 万円 ※事業所を賃借している場合は、賃借事業所数に応じて最大 20 万円加算	感染拡大防止補助金受付センター ☎028-680-7145
	【町】休業協力金	県の感染拡大防止協力金に対する上乘せ及び独自の協力金を支給 ※休業期間に応じて、事業者に対し5万円または 10 万円	産業振興課 ☎0287-92-1116
	【町】中小企業等支援交付金	売上が前年同月比10%以上 50%未満減少した事業者 ※法人・団体最大 30 万円、個人事業主最大 20 万円	
助成	雇用調整助成金	雇用維持のため労働者に休業手当などを支払う事業者に対し、休業手当の最大 100%を助成	ハローワーク宇都宮 ☎028-638-0369
	小学校休業等対応助成金(事業主向け)	休校で従業員が有給休暇を取得した場合、日数に応じて賃金相当額(上限あり)を支給	厚生労働省コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)	休校で契約した仕事に就業できなかった場合、日数に応じて定額を支給	
補助	持続化補助金(通常型)	小規模事業者の販路開拓のための取組みに対し最大 50 万円を補助	那珂川町商工会 ☎0287-92-2249
	持続化補助金(コロナ特別対応型)	小規模事業者の新型コロナ対応のための取組みに対し最大 100 万円を補助	
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業における新製品・サービス開発や生産プロセス改善のための設備投資を支援 ※補助上限原則 1,000 万円	ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053
貸付	セーフティネット保証4号・5号、 危機関連保証	経営の安定に支障が生じている中小企業を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度 ※前年同月比売上:20%以上減【4号】、5%以上減【5号】、15%以上減【危機関連保証】	各金融機関または 栃木県信用保証協会 ☎028-635-2121
	【県】新型コロナウイルス感染症対策 パワーアップ資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業に 3,000 万円を限度額として融資 ※融資期間 10 年(うち据え置き期間 5 年以内)、3年間利子補給	各金融機関または 県経営支援課 ☎028-623-3181
	【町】那珂川町中小企業振興資金	売上が前年同月比3%以上減少した融資契約者には、支払利子を1年間全額補助、据置期間最大1年間、信用保証料を全額補助(融資契約:6月4日~12月25日)	各金融機関または 産業振興課 ☎0287-92-1116
その他	【町】那珂川町プレミアム付き商品券	地域経済回復対策としてプレミアム率 20%(1万円で1万2千円分)の商品券を販売 ※使用期間:7月1日~12月31日	那珂川町商工会 ☎0287-92-2249

令和2年6月10日時点